

労働集約の妨

同社

十月十四日、同日大阪府労働委員会より労働団  
体組合に於て激務強説を以て結果難題の妨

人権社側は於てハ十月九日七条工場に於て地元株

主権会才用才対策の請ひ協議の結果株主側

に解決セントシ労働団に對シ条件一任才交渉也

ハ労働協約協議ハ上才一日之ヲ拒絶シ不調に終ル

七条工場労働団ハ何れも積極的の行動に出テ不能ク

テ合法的手段ニヨリ解決セントシ亦地元株主一任

題ヨリ一却意見才思ハスルハリテ労働組合の護持